富裕層課税 来年から強化

「小規模宅地の特例」厳格に

国税庁、海外資産を捕捉

富裕層への課税が2018年から一段と強化される。政府の税制改正大綱によると、相続した土地の評価を大幅に減らせる「小規模宅地の特例」の適用が同4月から厳しくなる。さらに、海外資産を監視するための新たな仕組みも始まる。20年に予定される高収入の会社員への所得増税などと併せ、税制の変更ポイントを見ていこう。

「早くも来年度から封じられようになるとは想定しなかった」。相続税を専門とする税理士らは一様に驚く。「小規模宅地の特例」を利用した節税策の一部が、18年4月以降に起きる相続から無効になるためだ。

まず「家なき子」

この特例は、故人が住んでいた自宅の土地を相続するとき、その評価額を8割減らせる。効果は大きく、結果として相続財産額が基礎控除の枠内に収まり、「課税額ゼロで済むケースも目立つ」(辻・本郷税理士法人の鈴木淳税理士)。

特例を受けることができる相続人には条件がある(図A)。まず故人の配偶者は、無条件で特例を利用できる。子どもら親族であれば、故人と生前に同居していたという条件付きで利用可能だ。

さらに、同居していなくても、適用が認められる場合がある。細かな規定は省くが、「相続する前の3年間、自分(配偶者含む)が所有する家に住んでいなかった」ケースだ。家を持っていない人、という意味で、「家なき子」の要件と呼ばれてきた。

税制改正に伴い厳しくなるのがこの要件だ。藤曲武美税理士は「意図的に家を持っていない状態を作り出していた人は、相続税の申告時、特例の適用を申請したとしても認められない」と説明する。

複数の税理士によると、税負担を軽減しようと、家なき子の要件を満たすための対策を、5年も10年も前から準備する家族は少なくない。例えば、実際には住み続けていく家を、形式的に身内に贈与したり同族会社に譲渡したりしておき、相続の発生に備える。

だが来春以降、そうした対策は無効だ。規定により「相続前の3年間に、3親等内の親族や、特別な関係のある法人が所有する家に住んでいた人も特例の対象外となる」(特例に詳しい高橋安志税理士)。

贈与や譲渡の時期がはるか前であっても「その家を所有していたという過去がある限り、家なき子とは認められなくなる」(ランドマーク税理士法人の清田幸弘代表税理士)。従来のような節税策は封じられる。

国外の利子に照準

資産課税に関連してもう一つ厳しくなるのが、海外に持つ資産に対する監視だ。各国の税務当局の間で18年から、金融機関の口座情報を交換する仕組みが本格的に始まる(図B)。

経済協力開発機構(OECD)が策定したCRS(共通報告基準)という枠組みだ。租税回避地を含む100以上の国・地域が参加する。例えば日本人がシンガポールの金融機関に口座を持つ場合、17年末時点の情報が、18年9月までに国税庁に送られてくる。

預金や有価証券の残高、利子や配当の受取額などの情報だ。日本の税制では海外の金融機関で発生した利子や、海外企業の配当などは、他の所得と合計して確定申告する必要がある。

ただ、実際には怠る資産家が少なくないという。CRSにより今後はガラス張りとなり、「申告漏れがあれば、税務調査の対象になる可能性が高い」(元仙台国税局長の川田剛氏)。

日本人はマイナンバーまで国税庁に通報される。マイナンバーは18年から国内の預貯金について付番が始まるが、あくまで任意。CRSでは記載が義務だ。最近、海外金融機関から番号の提供を求められ、「困惑して相談に来る人が目立つ」(国際税務に詳しい田辺政行税理士)という。

資産家の間ではCRSに加わっていない米国に金融資産を移す動きも出始めているという。これに対して国税庁は「必要があれば米国の当局に情報提供の要請を強化する」としている。

18年からの税制変更のポイントの一つが配偶者控除・配偶者特別控除だ。

控除を受けられる配偶者の所得要件が緩められ、配偶者自身は働きやすくなる。だが、「年収が130万円以上あると、健康保険などの社会保険料が発生し、手取りは思うように増えない」(大和総研の是枝俊悟研究員)。

納税者本人の所得要件も加わり、年収1220万円を超えると配偶者控除が使えなくなる。現在と変わらないのは本人の年収が1120万円以下、配偶者が150万円以下などの場合。本人の年収が1120万円超だと控除はフルには使えなくなる(表C)。

20年1月からは給与所得控除が変わり、高収入の会社員や公務員は増税となる。給与所得控除は、一定額を必要経費とみなして給与収入から差し引ける制度で、これまでも見直しが繰り返されてきた。

かつては年収に応じて増える定率部分があったが13年、控除が頭打ちとなる上限が高収入者を対象に設けられた。当初は上限が245万円、適用対象年収が1500万円超だったが次第に切り下げられ、17年分は220万円、1000万円超となった(図D)。

20年からはさらに上限が195万円、年収が850万円まで下がる。その分、課税所得が増えて税負担が増す。税の逆風は来年以降しばらく続くことになる。

(M&I編集長　後藤直久)

次回は12月31日に掲載します。

A 相続税で土地評価額を8割減らせる特例の概要

対象となる土地

故人が住んでいた自宅の土地(330平方メートルまで)

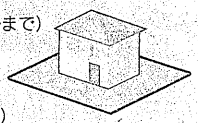

特例を受けられる人

①故人の配偶者

②故人と同居していた親族(相続後も住み続ける)

③故人と別居していた親族で、相続前の3年間、持ち家に住んでいなかった

2018年4月以降---

⇒作為的に条件を満たす場合は不可

B 海外口座の情報は国税庁に通知されるようになる

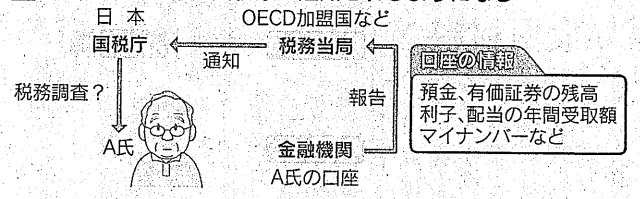

C 配偶者控除・配偶者特別控除の金額(万円)

配偶者の給与年収 ＼ 納税者本人の給与年収	1120以下	～1170以下	～1220以下	1220超
150以下	38	26	13	0
～155以下	36	24	12	0
～160以下	31	21	11	0
～166.8未満	26	18	9	0
～175.2未満	21	14	7	0
～183.2未満	16	11	6	0
～190.4未満	11	8	4	0
～197.2未満	6	4	2	0
～201.6未満	3	2	1	0
201.6以上	0	0	0	0

(注)所得税での控除額。配偶者は69歳以下の場合
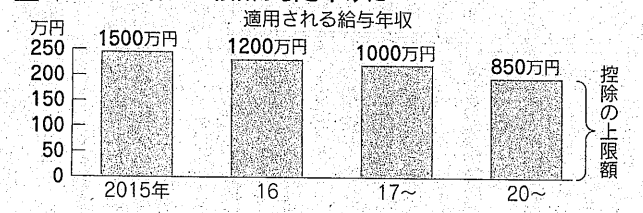
D 給与所得控除は上限額が引き下げに